

外国PEPs(外国の政府等において重要な地位を占める者等)

外国PEPsとは、外国の政府等において重要な公的地位を占める者(外国の国家元首等)とその地位にあった者、それらの家族および実質的支配者がこれらの者である法人を指します。

外国PEPs(重要な公的地位にある者)に該当する方は、次のとおりです。

1 外国の元首

2 外国において下記の職にある者

- ① 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ② 日本における衆参両議院の議長・副議長に相当する職
- ③ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ④ 日本における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- ⑤ 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸・海・空の幕僚長・幕僚副長に相当する職
- ⑥ 中央銀行の役員
- ⑦ 予算について国会の議決を経るかまたは承認を受けなければならない法人の役員

3 過去に上記1または2であった者

4 上記1～3に該当する者の家族

外国PEPsに含まれることとなる家族は以下となります。

- ・配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む)
- ・父母
- ・子(実子以外の子も含む)
- ・兄弟姉妹
- ・配偶者の父母

5 1～4が実質的支配者である法人